

原子力発第11005号  
平成23年 4月 8日

愛媛県知事  
中村時広殿

四国電力株式会社  
取締役社長 千葉 昭

#### 原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

#### 記

##### 1. 変更の概要

- ・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令の公布（平成23年3月30日）に伴う変更

##### 2. 施行期日

この規定は、経済産業大臣の認可を受けた日の翌日より施行する。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更前・後の比較表

変更前					変更後					備考																																																																																																																																																						
<p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>表1つづき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">3条の要求事項</th> <th rowspan="2">3条4.2.1の分類</th> <th colspan="3">社内規定</th> </tr> <tr> <th>一次文書 (4条以降の関連条文)</th> <th>制定者</th> <th>二次文書 (4条以降の関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.6 マネジメントレビュー</td> <td>d)</td> <td>品質保証規程 品質保証基準</td> <td>社長 原子力本部長</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>6.1 資源の提供</td> <td>d)</td> <td>品質保証規程</td> <td>社長</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>6.2 人的資源</td> <td>d)</td> <td>品質保証規程 (4,5) 品質保証基準 (4,5,8,9)</td> <td>社長 原子力本部長</td> <td>設計 / 調達管理標準 原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領 (10,119の2) 定期安全レビュー(最新の技術的知見の反映評価)標準 (10) 高経年化対策検討標準 (119の2) 設計 / 調達管理標準 保修訓練内規 運転訓練内規 定期安全レビュー(確率論的安全評価)内規 (10) 設計 / 調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規 (130,131)</td> <td>原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長</td> </tr> <tr> <td>6.3 原子力施設</td> <td>d)</td> <td>品質保証基準 (119,133)</td> <td>原子力本部長</td> <td>運転総括内規(12~17,19~92,96,99~101,122,125,128)</td> <td>発電所長</td> </tr> <tr> <td>6.4 作業環境</td> <td>d)</td> <td></td> <td></td> <td>燃料管理内規 (33,40,68,70,72,74,77,79~83,93~98)</td> <td>発電所長</td> </tr> <tr> <td>7.1 業務の計画</td> <td>d)</td> <td></td> <td></td> <td>炉心管理内規 (19~26,28~34,49)</td> <td>発電所長</td> </tr> <tr> <td>7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス</td> <td>d)</td> <td></td> <td></td> <td>放射線管理総括内規 (17,99~102,104~117,119) 保守内規 (119)</td> <td>発電所長 発電所長</td> </tr> <tr> <td>7.5 業務の実施</td> <td>d)</td> <td></td> <td></td> <td>工事管理内規 (119)</td> <td>発電所長</td> </tr> <tr> <td>7.6 監視機器および測定機器の管理</td> <td>d)</td> <td></td> <td></td> <td>化学管理総括内規 (18,47) 防災計画(原子力災害編) (120~129,133)</td> <td>発電所長 発電所長</td> </tr> <tr> <td>8.2.3 プロセスの監視および測定</td> <td>d)</td> <td></td> <td></td> <td>初期消火活動計画 (17)</td> <td>発電所長</td> </tr> <tr> <td>7.3 設計・開発</td> <td>d)</td> <td>品質保証基準</td> <td>原子力本部長</td> <td>設計 / 調達管理標準 設計 / 調達管理標準 設計 / 調達管理標準(原子力発電所) 設計管理内規</td> <td>原子力部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長</td> </tr> </tbody> </table>					3条の要求事項	3条4.2.1の分類	社内規定				一次文書 (4条以降の関連条文)	制定者	二次文書 (4条以降の関連条文)	制定者	5.6 マネジメントレビュー	d)	品質保証規程 品質保証基準	社長 原子力本部長	-	-	6.1 資源の提供	d)	品質保証規程	社長	-	-	6.2 人的資源	d)	品質保証規程 (4,5) 品質保証基準 (4,5,8,9)	社長 原子力本部長	設計 / 調達管理標準 原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領 (10,119の2) 定期安全レビュー(最新の技術的知見の反映評価)標準 (10) 高経年化対策検討標準 (119の2) 設計 / 調達管理標準 保修訓練内規 運転訓練内規 定期安全レビュー(確率論的安全評価)内規 (10) 設計 / 調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規 (130,131)	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	6.3 原子力施設	d)	品質保証基準 (119,133)	原子力本部長	運転総括内規(12~17,19~92,96,99~101,122,125,128)	発電所長	6.4 作業環境	d)			燃料管理内規 (33,40,68,70,72,74,77,79~83,93~98)	発電所長	7.1 業務の計画	d)			炉心管理内規 (19~26,28~34,49)	発電所長	7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス	d)			放射線管理総括内規 (17,99~102,104~117,119) 保守内規 (119)	発電所長 発電所長	7.5 業務の実施	d)			工事管理内規 (119)	発電所長	7.6 監視機器および測定機器の管理	d)			化学管理総括内規 (18,47) 防災計画(原子力災害編) (120~129,133)	発電所長 発電所長	8.2.3 プロセスの監視および測定	d)			初期消火活動計画 (17)	発電所長	7.3 設計・開発	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計 / 調達管理標準 設計 / 調達管理標準 設計 / 調達管理標準(原子力発電所) 設計管理内規	原子力部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長	<p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>表1つづき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">3条の要求事項</th> <th rowspan="2">3条4.2.1の分類</th> <th colspan="3">社内規定</th> </tr> <tr> <th>一次文書 (4条以降の関連条文)</th> <th>制定者</th> <th>二次文書 (4条以降の関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.6 マネジメントレビュー</td> <td>d)</td> <td>品質保証規程 品質保証基準</td> <td>社長 原子力本部長</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>6.1 資源の提供</td> <td>d)</td> <td>品質保証規程</td> <td>社長</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>6.2 人的資源</td> <td>d)</td> <td>品質保証規程 (4,5) 品質保証基準 (4,5,8,9)</td> <td>社長 原子力本部長</td> <td>設計 / 調達管理標準 原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領 (10,119の2) 定期安全レビュー(最新の技術的知見の反映評価)標準 (10) 高経年化対策検討標準 (119の2) 設計 / 調達管理標準 保修訓練内規 運転訓練内規 定期安全レビュー(確率論的安全評価)内規 (10) 設計 / 調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規 (130,131)</td> <td>原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長</td> </tr> <tr> <td>6.3 原子力施設</td> <td>d)</td> <td>品質保証基準 (119,133)</td> <td>原子力本部長</td> <td>運転総括内規(12~17の2,19~92,96,99~101,122,125,128)</td> <td>発電所長</td> </tr> <tr> <td>6.4 作業環境</td> <td>d)</td> <td></td> <td></td> <td>燃料管理内規 (33,40,68,70,72,74,77,79~83,93~98)</td> <td>発電所長</td> </tr> <tr> <td>7.1 業務の計画</td> <td>d)</td> <td></td> <td></td> <td>炉心管理内規 (19~26,28~34,49)</td> <td>発電所長</td> </tr> <tr> <td>7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス</td> <td>d)</td> <td></td> <td></td> <td>放射線管理総括内規 (17,99~102,104~117,119) 保守内規 (119)</td> <td>発電所長 発電所長</td> </tr> <tr> <td>7.5 業務の実施</td> <td>d)</td> <td></td> <td></td> <td>工事管理内規 (119)</td> <td>発電所長</td> </tr> <tr> <td>7.6 監視機器および測定機器の管理</td> <td>d)</td> <td></td> <td></td> <td>化学管理総括内規 (18,47) 防災計画(原子力災害編) (120~129,133)</td> <td>発電所長 発電所長</td> </tr> <tr> <td>8.2.3 プロセスの監視および測定</td> <td>d)</td> <td></td> <td></td> <td>初期消火活動計画 (17) 緊急時対応内規(津波) (17の2)</td> <td>発電所長 発電所長</td> </tr> <tr> <td>7.3 設計・開発</td> <td>d)</td> <td>品質保証基準</td> <td>原子力本部長</td> <td>設計 / 調達管理標準 設計 / 調達管理標準 設計 / 調達管理標準(原子力発電所) 設計管理内規</td> <td>原子力部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長</td> </tr> </tbody> </table>					3条の要求事項	3条4.2.1の分類	社内規定			一次文書 (4条以降の関連条文)	制定者	二次文書 (4条以降の関連条文)	制定者	5.6 マネジメントレビュー	d)	品質保証規程 品質保証基準	社長 原子力本部長	-	-	6.1 資源の提供	d)	品質保証規程	社長	-	-	6.2 人的資源	d)	品質保証規程 (4,5) 品質保証基準 (4,5,8,9)	社長 原子力本部長	設計 / 調達管理標準 原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領 (10,119の2) 定期安全レビュー(最新の技術的知見の反映評価)標準 (10) 高経年化対策検討標準 (119の2) 設計 / 調達管理標準 保修訓練内規 運転訓練内規 定期安全レビュー(確率論的安全評価)内規 (10) 設計 / 調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規 (130,131)	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	6.3 原子力施設	d)	品質保証基準 (119,133)	原子力本部長	運転総括内規(12~17の2,19~92,96,99~101,122,125,128)	発電所長	6.4 作業環境	d)			燃料管理内規 (33,40,68,70,72,74,77,79~83,93~98)	発電所長	7.1 業務の計画	d)			炉心管理内規 (19~26,28~34,49)	発電所長	7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス	d)			放射線管理総括内規 (17,99~102,104~117,119) 保守内規 (119)	発電所長 発電所長	7.5 業務の実施	d)			工事管理内規 (119)	発電所長	7.6 監視機器および測定機器の管理	d)			化学管理総括内規 (18,47) 防災計画(原子力災害編) (120~129,133)	発電所長 発電所長	8.2.3 プロセスの監視および測定	d)			初期消火活動計画 (17) 緊急時対応内規(津波) (17の2)	発電所長 発電所長	7.3 設計・開発	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計 / 調達管理標準 設計 / 調達管理標準 設計 / 調達管理標準(原子力発電所) 設計管理内規	原子力部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長
3条の要求事項	3条4.2.1の分類	社内規定																																																																																																																																																														
		一次文書 (4条以降の関連条文)	制定者	二次文書 (4条以降の関連条文)	制定者																																																																																																																																																											
5.6 マネジメントレビュー	d)	品質保証規程 品質保証基準	社長 原子力本部長	-	-																																																																																																																																																											
6.1 資源の提供	d)	品質保証規程	社長	-	-																																																																																																																																																											
6.2 人的資源	d)	品質保証規程 (4,5) 品質保証基準 (4,5,8,9)	社長 原子力本部長	設計 / 調達管理標準 原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領 (10,119の2) 定期安全レビュー(最新の技術的知見の反映評価)標準 (10) 高経年化対策検討標準 (119の2) 設計 / 調達管理標準 保修訓練内規 運転訓練内規 定期安全レビュー(確率論的安全評価)内規 (10) 設計 / 調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規 (130,131)	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長																																																																																																																																																											
6.3 原子力施設	d)	品質保証基準 (119,133)	原子力本部長	運転総括内規(12~17,19~92,96,99~101,122,125,128)	発電所長																																																																																																																																																											
6.4 作業環境	d)			燃料管理内規 (33,40,68,70,72,74,77,79~83,93~98)	発電所長																																																																																																																																																											
7.1 業務の計画	d)			炉心管理内規 (19~26,28~34,49)	発電所長																																																																																																																																																											
7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス	d)			放射線管理総括内規 (17,99~102,104~117,119) 保守内規 (119)	発電所長 発電所長																																																																																																																																																											
7.5 業務の実施	d)			工事管理内規 (119)	発電所長																																																																																																																																																											
7.6 監視機器および測定機器の管理	d)			化学管理総括内規 (18,47) 防災計画(原子力災害編) (120~129,133)	発電所長 発電所長																																																																																																																																																											
8.2.3 プロセスの監視および測定	d)			初期消火活動計画 (17)	発電所長																																																																																																																																																											
7.3 設計・開発	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計 / 調達管理標準 設計 / 調達管理標準 設計 / 調達管理標準(原子力発電所) 設計管理内規	原子力部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長																																																																																																																																																											
3条の要求事項	3条4.2.1の分類	社内規定																																																																																																																																																														
		一次文書 (4条以降の関連条文)	制定者	二次文書 (4条以降の関連条文)	制定者																																																																																																																																																											
5.6 マネジメントレビュー	d)	品質保証規程 品質保証基準	社長 原子力本部長	-	-																																																																																																																																																											
6.1 資源の提供	d)	品質保証規程	社長	-	-																																																																																																																																																											
6.2 人的資源	d)	品質保証規程 (4,5) 品質保証基準 (4,5,8,9)	社長 原子力本部長	設計 / 調達管理標準 原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領 (10,119の2) 定期安全レビュー(最新の技術的知見の反映評価)標準 (10) 高経年化対策検討標準 (119の2) 設計 / 調達管理標準 保修訓練内規 運転訓練内規 定期安全レビュー(確率論的安全評価)内規 (10) 設計 / 調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規 (130,131)	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長																																																																																																																																																											
6.3 原子力施設	d)	品質保証基準 (119,133)	原子力本部長	運転総括内規(12~17の2,19~92,96,99~101,122,125,128)	発電所長																																																																																																																																																											
6.4 作業環境	d)			燃料管理内規 (33,40,68,70,72,74,77,79~83,93~98)	発電所長																																																																																																																																																											
7.1 業務の計画	d)			炉心管理内規 (19~26,28~34,49)	発電所長																																																																																																																																																											
7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス	d)			放射線管理総括内規 (17,99~102,104~117,119) 保守内規 (119)	発電所長 発電所長																																																																																																																																																											
7.5 業務の実施	d)			工事管理内規 (119)	発電所長																																																																																																																																																											
7.6 監視機器および測定機器の管理	d)			化学管理総括内規 (18,47) 防災計画(原子力災害編) (120~129,133)	発電所長 発電所長																																																																																																																																																											
8.2.3 プロセスの監視および測定	d)			初期消火活動計画 (17) 緊急時対応内規(津波) (17の2)	発電所長 発電所長																																																																																																																																																											
7.3 設計・開発	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計 / 調達管理標準 設計 / 調達管理標準 設計 / 調達管理標準(原子力発電所) 設計管理内規	原子力部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長																																																																																																																																																											
<p>(以下、省略)</p>																																																																																																																																																																

変更前	変更後	備考
<p>(規定なし)</p>	<p><u>(電源機能等喪失時の体制の整備)</u>  第17条の2 安全技術課長は、津波によって交流電源を供給するすべての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却するすべての設備および使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合(以下「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項に係る計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p><u>(1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u>  <u>(2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</u>  <u>(3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車<sup>1</sup>、ポンプ<sup>2</sup>、消火ホースおよびその他資機材の配備</u></p> <p><u>2 各課長は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</u></p> <p><u>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長に報告する。安全技術課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>1：電源車とは、電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。</u>  <u>2：ポンプとは、消防自動車に装備されているポンプを含む。</u></p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正(平成23年3月30日)に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>( 施行期日 )  第 1 条 この規定は、経済産業大臣の認可を受けた後、第 8 7 回定時株主総会開催日より施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>( 施行期日 )  第 1 条 この規定は、経済産業大臣の認可を受けた日の翌日より施行する。  2 平成 2 3 年 4 月 4 日付平成 2 3 ・ 0 2 ・ 1 8 原第 9 号で認可を受けたこの規定は、第 8 7 回定時株主総会開催日より施行する。  3 第 1 7 条の 2 については、施行から第 8 7 回定時株主総会開催日の前日までは、「安全技術課長」を「安全技術 G L」に、「各課長」を「各 G L」に読み替える。</p>	<p>附則の変更</p>